

第 46 回農業資材審議会農薬分科会 議事要旨

1 開催日時及び場所

日時： 令和 7 年 5 月 15 日（木） 13:30 ～ 15:00

場所： 農林水産省消費・安全局第 1 会議室（対面・WEB 会議形式による併催）

2 出席委員（敬称略）

有江力、岩田浩幸、久城真代、栗形麻樹子、郷野智砂子、五箇公一、櫻井裕之、夏目雅裕、平沢裕子、水口智江可、美谷島克宏、山本幸洋、秋森吉樹、天野昭子、井岡智子、大井田寛、木幡光範、中村純

3 会議の概要

（１）農薬登録及び再評価におけるデータ要求の考え方について

委員の改選を受けて、事務局より、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（資料 3、4 及び 5）に基づき現行の試験要求通知について説明した。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

（質問）農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「6278 号通知」という。）で提出を求めている「農薬の作用性」に関する資料は、同じく提出を求めている適用病虫害又は適用農作物等に対する薬効（以下「薬効試験」という。）、適用農作物に対する薬害（以下「薬害試験」という。）に関する資料とどのように異なるのか。

（回答）「農薬の作用性」については、新規成分の作用機作等の情報を収集するために要求しており、6278 号通知において特に試験方法を定めていない。他方、薬効試験及び薬害試験については、6278 号通知で定められている試験方法で実施された試験成績が提出される。

（２）農薬取締法第 3 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の農薬の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたヤマウチアシボトゲダニを有効成分として含む農薬の新規登録に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取に関する資料」（資料 6）に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

質疑応答なし。

(3) 農薬取締法第7条第7項の農薬の変更の登録に係る農業資材審議会農薬分科会の意見について

農林水産大臣より諮問を受けたプロピザミド及びフロルピラウキシフェンベンジルを有効成分として含む農薬の変更の登録に関し、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取に関する資料」(資料7及び8)に基づき審議を行った結果、案のとおり了承された。

委員からの主な意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) プロピザミドの作用機作について、「マイクロチューブリン重合阻害」と記載があるが、「微小管重合阻害」とすべきではないか。

(回答) 答申に当たっては、正しい記載に修正する。

(4) 農薬取締法第39条第1項の規定に基づく農業資材審議会農薬分科会での意見の聴取について

農林水産大臣より諮問を受けた、青枯病菌感染性バクテリオファージRKP180、グルホシネート、フェンメゾジチアズ及びフロリルピコキサミドを有効成分として含む農薬の新規登録、グルホシネート及びピカルブトラゾクスを有効成分として含む農薬の変更の登録並びにシハロホップブチル及びブロマシルを有効成分として含む農薬の再評価に関し、「農薬の登録に係る意見の聴取について」(資料9-1)、「農薬の変更の登録に係る意見の聴取について」(資料9-2)、「農薬の再評価に係る意見の聴取について」(資料9-3)及び「農薬の登録等に係る農林水産大臣からの諮問について(報告)」(資料9-4)に基づき説明し、了承された。

委員からの主な質問と事務局からの回答は以下のとおり。

(質問) 新規登録のグルホシネートと変更の登録のグルホシネートは、それぞれ製造方法が異なるのか。

(回答) 農薬原体の製造方法は製造者が公表していない情報であるため、回答できない。

(質問) 新規登録のグルホシネートは後発農薬にあたるのか。

(回答) 然り。条件を満たせば、申請にあたり、一部の資料の提出を省略できる場合がある。

(5) 農薬の再評価の円滑化に向けた取組について

「農薬の再評価の円滑化に向けた取組について」(資料 10) に基づき、再評価の円滑化に向けて、これまでに実施した取組（審査スキームの見直し及び再評価の提出資料に対する指摘事項のフィードバック）を説明した。

委員からの主な質問及び意見と事務局からの回答は以下のとおり。

(意見) 再評価の円滑化に向けた取組については評価できる。今後も安全性の確保が前提となるが、外来生物やカメムシ等の問題病害虫や雑草に適時に対応できるよう、体制整備等も含めたさらなる円滑化を期待したい。今後、再評価が終了するまでの期間の一般的な目安を示してくれるとありがたい。

(意見) 再評価の審査期間短縮は大いに評価。食の安全性を確保しつつ、気候変動などの急激な変化にも生産現場が対応できるようにしていただきたい。

(回答) 再評価が長期化することによって生産現場で求めている農薬が円滑に供給できなくなることが課題と認識しており、再評価の円滑化を不断に進めている。新たな取組によって再評価期間の短縮を期待しており、新スキームでの経験を積むことで、審査期間の目安を提示できるよう努力したい。

(質問) 審査スキームの見直しでどの程度短縮できるのか。また指摘事項のフィードバックは具体的にどのように実施しているのか。

(回答) 新スキームとなったばかりではあるが、6 か月程度の短縮を期待するところ。指摘事項のフィードバックについて、業界全体に対し、説明会を開催予定。今後も新しい課題を見いだせば、同様の説明会を開催するなど、継続していきたい。

(質問) 昨年、農薬取締法の施行状況について振り返りをしたことが今回の議論の発端と理解しているが、今後、農薬取締法の施行状況の振り返り全体をどのように進めていくのか。

(回答) 第 44 回農業資材審議会農薬分科会において、農薬取締法の施行状況や今後の対応方向について議論いただいた。その際に挙げた事項について適宜、この農薬分科会に進捗を報告し、ご議論いただきたいと考える。

(意見) 申請者から資料が提出された後、農業資材審議会に諮問するまでに時

間を要しているようであるが、これを短縮できないのか。

(回答) 再評価資料の受付から農薬分科会に諮問するまでにも、事務的な手続きが含まれており、再評価の円滑化に向け、関係機関と改善に取り組んでいるところ。

(以上)